

年金だより

▼「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合でも、納付した方が社会保険料控除として申告できます。

社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

このため、平成 28 年 1 月 1 日～9 月 30 日までに納付した国民年金保険料額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、

11 月上旬に送付されます。

確定申告や年末調整の手続きの際にはこの証明書と、平成 28 年 10 月以降に納付した保険料の領収書を添付してください。

※平成 28 年 10 月 1 日～12 月 31 日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方には、この証明書が平成 29 年 2 月に送付されます。

【問合せ期間】11 月 1 日(火)～平成 29 年 3 月 15 日(水)

【問合せ】ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570・003・004 (050 で始まる電話でかける場合は ☎ 03・6630・2525)、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

11月の無料相談【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日から予約開始となります。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	2 日(水)	午後 1 時 30 分～4 時 30 分	市役所 1 階第 1 相談室	予約制、先着 6 人(1 人 30 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	10 日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	15 日(火)			
法律相談	4 日(金)・9 日(水)・16 日(水)・30 日(水)	午後 1 時 30 分～4 時	市役所 1 階第 1 相談室	予約制、先着 6 人(1 人 30 分) ※相談日 6 日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	17 日(木)			予約制、先着 3 人(1 人 45 分) ※相談日 1 か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	18 日(金)	午前 9 時～午後 4 時 30 分	市役所 1 階 介護福祉課	予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前 9 時～午後 4 時		介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	子ども家庭支援センター(子ども応援館 1 階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前 10 時～午後 5 時	教育相談室(子ども応援館 2 階)	教育についての悩み全般に関すること。教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・木・金曜日	午前 10 時～正午、午後 1 時～4 時	市役所第二棟 2 階第 2 相談室	シティセールス推進課 ☎ 551・1699
事業資金相談	10 日(木)	午前 10 時～午後 4 時	福生市商工会相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談、心配ごと相談(☎ 552・5027 福祉センター)

「声の市議会だより」をお届けします

市では、市民ボランティア団体「福生いとでんわ」と協働で、視覚障害者(1・2 級)の方に、「声の市議会だより」(デイジー方式の CD 版)をお届けいたします。ぜひご利用ください。

※デイジー(DAISY)とは、デジタル録音図書の国際標準で、聴きたい箇所をページや見出しですぐに検索できます。

専用の再生機が必要となりますが、利用対象者は日常生活用具として給付を受けられます。※利用者一割負担

【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体の財政健全度を測る指標として、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの指標)を算定しました。

健全化判断比率が早期健全化基準を上回った場合は、財政状況が黄信号の状態、財政再生基準を上回った場合は、赤信号の状態にあると判断され、財政健全化計画または財政再生計画の策定が義務付けられ、自治体財政の健全化を図ることとなります。

また、公営企業(下水道事業)の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定しました。資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は、経営状況が悪化していると判断されます。平成 27 年度決算に基づき算定した福生市の比率は下表の通りで、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

【問合せ】財政課 ☎ 551・1534

▼福生市の健全化判断比率 () 内は平成 26 年度

区分	平成 27 年度	早期健全化基準 [黄信号]	財政再生基準 [赤信号]
実質赤字比率 [一般会計が赤字かどうかを判断する指標]	- (-)	13.10% (13.13%)	20.00%
連結実質赤字比率 [一般会計と特別会計の全会計が赤字かどうかを判断する指標]	- (-)	18.10% (18.13%)	30.00%
実質公債費比率 [年取に対する借入金の返済額の大きさを表す指標]	-1.7% (-0.6%)	25.0%	35.0%
将来負担比率 [将来支払わなければならない負債が年取に対してどの程度なのかを表す指標]	- (-)	350.0%	

※標準財政規模とは、標準的な税収や地方交付税などを合算したもので、自由に使える収入の規模とされています。

▼福生市の資金不足比率 () 内は平成 26 年度

区分	平成 27 年度	経営健全化基準
下水道事業会計	- (-)	20.0%

東京都行政書士会による街頭無料相談会

相続・遺言・契約・各種許認可など暮らしの手続き・書類作成などの相談を無料でを行います。

【日時】10 月 27 日(木)午前 10 時～午後 4 時

10 月の納税のお知らせ

10 月は市・都民税(第 3

困ります！自転車置き場知らんぷり

市では、市内の駅から約 300 m 以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。自転車等放置禁止区域の道路や駅前広場、公園等の公共の場所に自転車や原付が駐輪されると、警告札を取り付け後に撤去し、自転車保管場所で保管します。駅周辺に自転車を出かける際は、自転車駐車をご利用ください。皆さんのご協力をお願いします。

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578



都では、10 月 22 日(土) 31 日(月)まで「第 33 回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」とし、関係機関と連携しての強化を図ります。市では、交通安全推進委員会や福生警察署と、10 月 25 日(火)に福生駅前で開催を行います。

※保管した自転車などを返す際は、撤去保管料(自転車 1,000 円、原付 2,000 円)をいただきます。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

納税は 納期内で 元気な福生

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】☎ 539・2061 または ☎ 539・2062